

# 利用者のために

## 1 2008年（第12次）漁業センサスの概要

### （1）調査の目的

漁業センサスは、わが国の漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにすることを目的に実施している基幹統計で、水産行政の推進に必要な基礎資料を提供することを目的とする。

### （2）調査の沿革

昭和24年に第1次漁業センサスを実施して以来、5年ごとに行われている周期調査で、今回で12回目となる（通算すると今回は13回目となるが、昭和33年は調査対象を縮小した「沿岸漁業臨時調査」として実施したためセンサスの実施回数には含めない）。

2008年（第12次）漁業センサスは、平成20年11月1日を基準日として全国一斉に実施された。

### （3）調査の体系

①海面漁業調査（うち、**都道府県系統**で調査を実施するもの）

調査の名称	調査の範囲	調査対象	調査の系統
漁業経営体調査	海面に沿う市町村（大分県内12沿海市町村）※	漁業経営体（個人経営体、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、その他）	農林水産省→ <b>県</b> → <b>市町村</b> → <b>調査員</b> →調査対象

※沿海市町村

大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町

<海区別>

○太平洋南区・・・大分市佐賀関、佐伯市、臼杵市、津久見市

○瀬戸内海区・・・大分市大分・神崎、別府市、中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町

●調査事項

- (ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- (イ) 個人漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数 等

②海面漁業調査（うち、**地方統計組織**で調査を実施するもの）

調査の名称	調査の範囲	調査対象	調査の系統
1 漁業管理組織調査	海面に沿う 市町村	漁業管理組織	農林水産省 → <b>地方統計組織</b> → <b>統計調査員</b> →調査対象
2 海面漁業地域調査		漁業協同組合	

●調査事項

- ア 漁業管理組織調査
  - (ア) 漁業管理組織の概要
  - (イ) 漁業管理の内容
- イ 海面漁業地域調査
  - (ア) 生産条件
  - (イ) 活性化のための取組

③内水面漁業調査

調査の名称	調査の範囲	調査対象	調査の系統
1 内水面漁業経営体調査	内水面漁業経営体の 存する市町村	漁業管理組織	農林水産省 →地方統計組織 →統計調査員 →調査対象
2 内水面漁業地域調査	河川・湖沼のうち共同 漁業権が設定されて いる内水面漁業地域	漁業地区 漁業集落	

●調査事項

ア 内水面漁業経営体調査

- (ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- (イ) 個人の漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況 等

イ 内水面漁業地域調査

- (ア) 組合員数
- (イ) 漁場環境
- (ウ) 遊漁の状況
- (エ) 活性化のための取組

④流通加工調査

調査の名称	調査の範囲	調査対象	調査の系統
1 水産物流通機関調査	全国の市町村	魚市場、水産物卸売業者 水産物買受人	農林水産省 →地方統計組織 →統計調査員 →調査対象
2 冷凍・冷蔵、 水産加工場調査		冷凍・冷蔵工場、水産加工場	

●調査事項

ア 魚市場調査

- (ア) 魚市場の施設及び取扱高
- (イ) 水産物卸売業者及び水産物買受人業者数

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

- (ア) 事業内容、従業者数
- (イ) 冷蔵能力、水産加工品生産量 等

注) 海面漁業調査のうち、漁業管理組織調査及び海面漁業地域調査と内水面漁業調査、流通加工調査については、農林水産省が直接調査をしているので、本報告書には掲載しない。

#### (4) 調査の方法

海面漁業調査及び内水面漁業調査は、統計調査員が調査客体に対し調査票を配布して行う自計申告調査の方法により行う（調査客体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査客体に対する面接調査の方法により行う）。

流通加工調査は、統計調査員が調査客体に対し調査票を配布して行う自計申告調査の方法又はオンラインによる報告（インターネット申告）により行う。

#### 用語等の解説

##### (1) 海面漁業経営体調査

海面漁業	海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む水産動植物の採捕または養殖の事業をいう。
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、旧有限会社は株式会社として会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。
共同経営	二人以上（法人を含む。）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
その他	上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。

	<p>(7) 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層          大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。</p> <p>(イ) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層          上記(7)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。</p>
漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類53種類をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。
漁船	<p>過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p> <p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため上記のうち調査日現在保有しているものに限定している。</p>
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船(船内にエンジンを設置し、船外にプロペラ等の推進ユニットを設置した漁船)については動力漁船とした。
漁業の海上作業	ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上におけるすべての作業をいい、運搬船など、漁労に関して必要な

船のすべての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。

イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置すること）、取替え、漁船の航行、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること）をいう。

ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上の引き子の作業をいう。

エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。

オ 養殖業では、次の作業をいう。

(7) 海上養殖施設での養殖

a 漁船を使用しての養殖施設までの往復

b いかだや網等の養殖施設の張立て及び取り外し

c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行うすべての作業

(イ) 陸上養殖施設での養殖

a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池及び水槽）でのすべての作業

b 養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）の掃除

c 池及び水槽の見回り

d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）

e 収獲物の取り上げ作業

個人経営体の専  
兼業分類

専業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいう。

第1種兼業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

第2種兼業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
自営漁業の後継者	満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
新規就業者	過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。
大海区	水産統計の表章単位で、全国の海域を9区分している。

## 大分県の漁業地区一覧

市町村名	漁業地区名	大海区	市町村名	漁業地区名	大海区
大分市	大分	瀬戸内海区	宇佐市	和間	瀬戸内海区
	神崎	瀬戸内海区		長洲	瀬戸内海区
	佐賀関	太平洋南区		柳ヶ浦	瀬戸内海区
別府市	別府	瀬戸内海区		四日市	瀬戸内海区
臼杵市	臼杵	太平洋南区	豊後高田市	高田	瀬戸内海区
津久見市	津久見	太平洋南区		真玉	瀬戸内海区
	保戸島	太平洋南区		香々地	瀬戸内海区
佐伯市	上浦	太平洋南区	杵築市	杵築	瀬戸内海区
	佐伯	太平洋南区	国東市	国見	瀬戸内海区
	大入島	太平洋南区		富来	瀬戸内海区
	鶴見	太平洋南区		国東	瀬戸内海区
	大島	太平洋南区		武蔵	瀬戸内海区
	米水津	太平洋南区		安岐	瀬戸内海区
	上入津	太平洋南区		姫島村	姫島
	下入津	太平洋南区	日出町	大神	瀬戸内海区
	蒲江	太平洋南区		日出	瀬戸内海区
		名護屋	太平洋南区		
中津市	中津	瀬戸内海区			

※漁業地区とは、沿海市町村の区域内において、共通の漁業条件の下に漁業が行われる地区として、共同漁業権を中心とした地先漁場の利用等漁業に係る社会経済活動の共通性に基づいて農林水産大臣が設定したものをいう。

● 数値について

(1) 表示単位未満を四捨五入している統計数値については、計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 表中に用いた記号の用法は以下のとおりである。

「-」: 事実のないもの 「x」 個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの。